

マイナ保険証移行に関するご案内



令和6年12月2日以降、新規（再交付含む）に健康保険証は交付されません。

令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを利用し医療機関を受診することが出来ます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、以下のようなメリットがあります。

【マイナ保険証のメリット】

- ・ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ・ 就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要になります。※手続きは必要です
- ・ 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- ・ マイナポータルで医療費通知情報等を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ・ 患者が医療関係者と診療・薬剤情報を共有することで、正確でより良い医療を受けられ、投薬の重複を避けることができます。

マイナンバーカードで医療機関を受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから



パソコンから

オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2

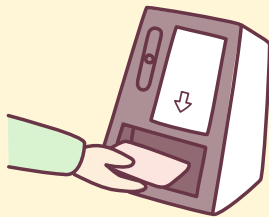
2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。

※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル



Phone



Android

STEP1

「マイナポータル」を起動する。

STEP2

「申し込む」をタップする。

STEP3

利用規約等に同意する。

STEP4

マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面

マイナンバーカード
での手続き



健康保険証
利用の申込み

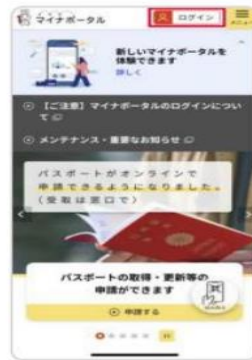


マイナンバーカードでの 受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

🔍 確認方法



1. マイナポータルにログインします。



2. ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



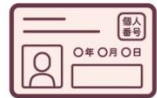
3. 健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

◆令和5年8月8日第2回マイナンバー情報総点検本部資料一部加工

初めての利用時など、登録が完了しているかどうか分からない状態で受診する場合は、念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。ご不明点等がある場合や情報が正しく登録されていない場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくは日本発条健康保険組合へお問い合わせください。

マイナ保険証での医療機関受診方法

マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



マイナンバーカードは**毎回**受診時に持参して受付します!



1 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く。



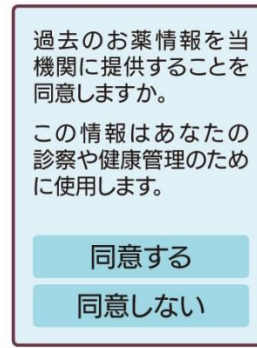
▲顔認証

2 カードリーダーのカメラで顔認証または暗証番号を入力して、本人確認。

or

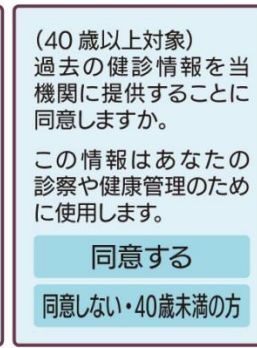


▲暗証番号確認

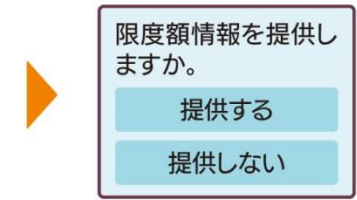


▲薬剤情報

3 「薬剤情報の閲覧」「特定健診情報の閲覧」の同意確認。



▲特定健診情報



▲限度額情報

4 「限度額情報の閲覧」の同意確認。

あっという間に受付完了!

「資格情報のお知らせ」の送付について

「資格情報のお知らせ」の送付 個人番号下4桁あり【令和6年8月下旬に送付】

【対象者】

令和6年7月26日時点における全ての加入者（健康保険組合にマイナンバー登録のある方）

国の方針に基づき、マイナンバーの総点検を経て加入者の情報が正確に登録されていることをご本人にお伝えすることにより、全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただくことを目的として送付します。この通知は**1度限り**行います。

「資格情報のお知らせ」の送付 個人番号下4桁なし【令和6年12月2日以降の新規加入時に交付】

令和6年12月2日以降、健康保険証の交付が廃止されることに伴い、新規加入者が自身の資格情報等を簡易に把握することを目的に、個人番号下4桁なしの「資格情報のお知らせ」を交付します。なお、後述の「資格確認書」を交付した方には「資格情報のお知らせ」は交付いたしません。

※令和6年7月27日～令和6年12月1日の新規加入者には「資格情報のお知らせ」個人番号下4桁なしを令和6年12月2日以降に交付します。

※「資格情報のお知らせ」は返納不要です。退職される場合や被扶養者でなくなる場合は自己破棄してください。

「資格情報のお知らせ」

「資格情報のお知らせ」のイメージ

(整理番号) XXX XXX XX
(種別)ご本人(被保険者)様/ご家族(被扶養者)様

佐藤 太郎 様 (保険者名)
(保険者番号)


資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することができます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することができます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりですのでご確認ください(12桁のうち下4桁のみ表示)。
表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

1 **** * 6825

右を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

2

1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

健保に登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認ください。

※8月下旬に送付する「資格情報のお知らせ」にのみ記載。12月2日以降に交付の「資格情報のお知らせ」にはマイナンバー下4桁の記載はありません。

2 「資格情報のお知らせ」です。※大切に保管してください

令和6年12月2日から以下の場合に利用できます。

給付金等の
申請時に！

●健康保険の各種給付金等の申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。

医療機関等
の受診時に！

●機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない時に、このお知らせと併せて提示することで、今までどおり受診できます。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。

※マイナポータルから確認できる健康保険証の「資格情報画面」からでも確認できます。(マイナポータルはPDFダウンロードも可)

マイナポータル「資格情報画面」のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。
※マイナポータルアプリのインストールが必要です。

【手順1】 通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

【手順2】 マイナポータルにログインします。

ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】 資格情報画面のダウンロード完了。

医療保険の資格情報

この画面のみでは変更できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の発行に提出してください。

保存日時：2024年2月6日 時点

保険者名	XXXX健康保険組合
保険者番号	00000000
記号	1
番号	00000
姓	00
氏名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一部負担率割合	-
有効期間	-

(注) マイナ保険証の読み取りができない機种的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の発行に提出する必要があります。また、保存したPDFファイルは、マイナ保険証とあわせて医療機関等の発行に提出する必要があります。

【手順3】 「端末に保存」を選択します。

健康保険証

マイナポータルからの取得

資格情報

この情報を保存

端末に保存

マイナポータルの資格情報画面を掲示する場合は、「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありません。機器の不具合等でマイナ保険証が利用出来ない時に、マイナ保険証とマイナポータルの資格情報画面を掲示することで、受診が可能です。資格情報画面はダウンロードすることも可能です。また、各種申請時や問い合わせ時に必要な記号・番号も確認が可能です。

「資格情報のお知らせ」利用方法

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は発行できなくなります。2024年12月1日以前に発行された健康保険証は経過措置として2025年12月1日まで使用することができますが、過渡期においてはオンライン資格確認ができない医療機関等でマイナ保険証を提示した際に、健保組合名や記号、番号等がわからないため、マイナ保険証と合わせて当該医療機関等の窓口にて提示いただくものです。

注)「資格情報のお知らせ」は、健康保険証を代替するものではないため、これだけを提示して保険診療を受けることはできません。

オンライン資格確認ができる医療機関等



マイナ保険証 (マイナンバーカード)

オンライン資格確認システムの利用環境が構築されており、正常に稼働していれば、マイナ保険証のみで受診することができます。

※ マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するためには、事前の利用手続き（紐づけ）が必要です。

オンライン資格確認ができる環境がない医療機関等



マイナ保険証 (マイナンバーカード)

**両方が
必要です！**



資格情報のお知らせ

※ 機器や回線のトラブルでオンライン資格確認ができない場合も含まれます。

「資格確認書」

～マイナ保険証を利用せず保険診療を受けたいとき～

「資格確認書」の交付

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ保険証を取得していても諸事情（施設や介助者に預ける場合など）により利用できない方、マイナ保険証利用登録をしていない方等は、健保から交付される資格確認書を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

【令和6年12月2日以降の新規加入者】

資格取得届などによる本人からの申請に基づき、マイナ保険証をお持ちでない加入者に交付します。

【令和6年12月1日以前の加入者（現在の健康保険証をお持ちの方）】

国から提供されるマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナンバーカードを保有していない方等に令和7年12月1日までに一斉交付します。

交付までは健康保険証をご利用ください。

※「資格確認書」の有効期限内に退職された場合や被扶養者でなくなる場合は「資格確認書」を返納してください。ただし、有効期限が切れた「資格確認書」は返納不要です。自己破棄してください。

従来の健康保険証について

現在お持ちの健康保険証は、経過措置期間として令和7年12月1日までご利用いただけます。

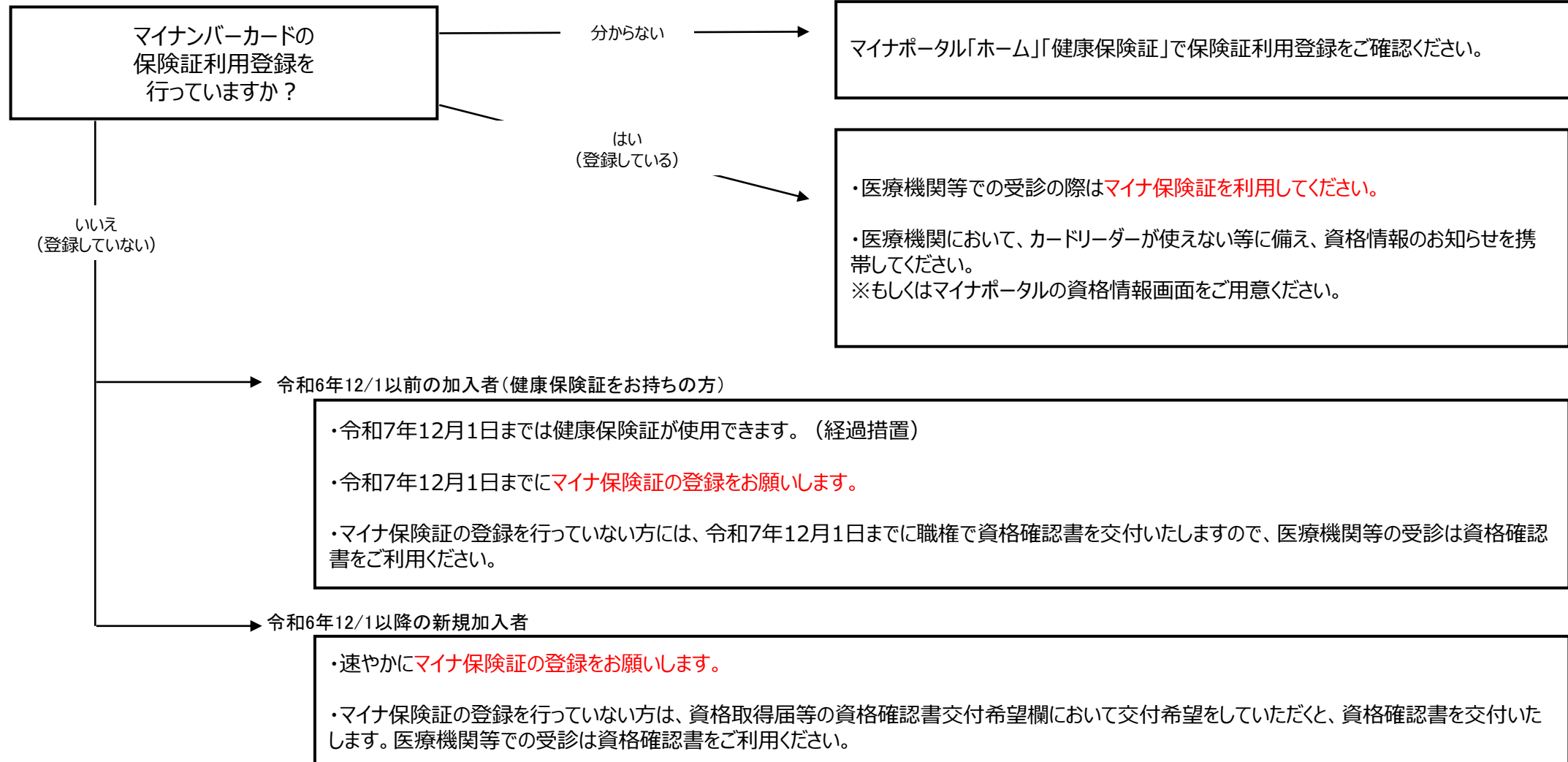
令和7年12月1日までに退職される場合や被扶養者でなくなる場合は返納してください。

令和7年12月2日以降は返納不要です。自己破棄してください。

マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較

名称	取得方法	使用機会	使用方法	管理方法
マイナ保険証	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で管理 ①マイナンバーカードの更新（10年） ②電子証明証の更新（5年）
資格情報のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時に交付（R6.12.2以降） ※資格確認書を交付した方には資格情報のお知らせは交付いたしません ・既加入者には令和6年8月下旬（一部の方は令和6年12月以降）に交付 <p>※マイナポータルで確認できる健康保険証の「資格情報画面」でも代用可能</p>	<p>カードリーダーが使えない医療機関等を受診するとき</p> <p>※機器やICチップの不具合等を含む</p>	<p><u>マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方</u>を医療機関等に提示</p> <p>※資格情報のお知らせのみでは受診不可</p>	回収、返却の義務なし
資格確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者は原則資格取得届等提出時に申請（R6.12.2以降発行） ・既加入者はマイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーが未登録の方などに職権で交付（R7.12.1までに一斉交付） 	<p>マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき</p>	医療機関等に提示	<p>資格喪失者の有効期限内のものは回収、返却義務あり</p>

マイナ保険証についてのフローチャート



関連リンク

※マイナンバーの保険証利用について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

※マイナンバーカードの申請手続き（地方公共団体情報システム機構ホームページ）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

※医療機関でのマイナ保険証利用方法（デジタル庁作成動画）

https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq_Ld83c

お願い

届出につきましては、**事実発生日より5日以内のご提出をお願いいたします。**

「被保険者資格取得届」「被扶養者届」に正確な情報をご記入ください。

※当健康保険組合では、漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住民票住所の5情報をもとにJ-lis照会よりマイナンバーを取得し登録を行っております。

健康保険組合がデータ登録を完了した翌日より、マイナンバーカード（マイナ保険証）による受診が可能となります。
データ登録完了には概ね届出受領後5日を見込んでいます。

届出が正確に記載されていない場合には、以下の点にご留意ください。

- ・データ登録完了には相当期間を要する場合があります。
- ・データ登録完了までの間はマイナ保険証がご利用いただけません。